

都市公園における遊具の安全確保に関する
行政評価・監視

結果報告書

平成 31 年 3 月

中国四国管区行政評価局

前書き

都市公園は、都市の環境の改善や防災機能の向上等に寄与しており、公園施設の一つとして遊具が設置されて、子供達の健全な育成の場ともなっている。都市公園の設置数は全国的に増加傾向にあり、中国地方においても、平成15年度末の5,447か所から28年度末には6,588か所と約2割の増加となっている。

このような中、国土交通省は平成14年3月、都市公園の遊具の安全確保に関する基本的な考え方として「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を公園管理者に示すとともに、その後の遊具の事故事例や設置状況の変化を踏まえ、平成20年8月、26年6月と改訂を重ねている。

しかしながら、同省の「平成25年度都市公園等維持管理現況調査」によると、都市公園の遊具は、設置後20年以上を経過したものが全体の47.4%を占めるなど老朽化が進んでおり、その安全確保が課題となっている。また、全国的に都市公園の遊具による子供の死傷事故が後を絶たず、同省が把握しただけでも、平成25年度から29年度までの5年間に全国で124件の事故（うち2件が死亡事故）が発生している。中国地方においても、同期間に13件の事故（死亡事故はなし）が発生しており、直近では、平成30年3月に広島県三原市内で、すべり台の滑走面の亀裂に挟まれた女児の指が切断されるという、痛ましい事故が発生している。

この行政評価・監視は、都市公園に設置された遊具による事故を防止し、子供など遊具利用者の安全を確保する観点から、公園管理者による遊具の安全管理状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

○ 調査対象

国土交通省中国地方整備局、岡山県、広島県、山口県、岡山市、倉敷市、総社市、広島市、福山市、三原市、下関市、岩国市、周南市が管理する81公園、315基の遊具を抽出して調査。

○ 調査実施時期

平成30年4月～31年3月

目次

第1 都市公園遊具を巡る状況	1
第2 行政評価・監視結果	11
1 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの除去	11
2 不十分な維持管理の状態によるハザードの除去	36
3 遊具の修繕等に関する記録の適正化	44
4 遊具による事故の再発防止	52

説明図表目次

ページ

第1 都市公園遊具を巡る状況

図表 I-① 都市公園数の推移	4
図表 I-② 種類別都市公園数（平成 28 年度末時点）	4
図表 I-③ 遊具の種類別設置数	6
図表 I-④ 増加している遊具と減少している遊具の例	7
図表 I-⑤ 20 年以上経過した遊具の設置状況（中国 5 県）（平成 28 年度時点）	8
図表 I-⑥ 事故の発生状況（国土交通省に事故状況報告を行ったもの）	8
図表 I-⑦ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）（抜粋）	9
図表 I-⑧ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）（抜粋）	9
図表 I-⑨ 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）（抜粋）	9
図表 I-⑩ 都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）（抜粋）	10

第2 行政評価・監視結果

1 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの除去

図表 II-1-① 物的ハザードの種類	14
図表 II-1-② 配置・設計・構造・施工に起因するハザードに関して遊具指針が求める主な対策	14
図表 II-1-③ 事故の要因となるハザードのレベル	15
図表 II-1-④ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードが原因で発生した事故例（全国）	15
図表 II-1-⑤ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードが原因で発生した事故例（調査対象市）	17
図表 II-1-⑥ 調査対象公園管理者及び調査対象公園数、遊具数	18
図表 II-1-⑦ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの把握状況（調査対象の公園管理者）	19
図表 II-1-⑧ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを把握していない公園管理者が管理する 当局が把握したハザード	20
図表 II-1-⑨ 図表 II-1-⑦ の具体例	22
図表 II-1-⑩ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの除去対策の実施状況（中国地方整備局）	25
図表 II-1-⑪ 配置・設計・構造・施工に起因するハザード対策を講ずることなく使用継続していた 遊具の主な例（中国地方整備局）	27
図表 II-1-⑫ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを除去している例（三原市）	30
図表 II-1-⑬ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを除去している例（広島市）	33
図表 II-1-⑭ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを理由に使用不可とされたのに使用継続 している例	34
図表 II-1-⑮ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを除去していない理由	35

2 不十分な維持管理の状態によるハザードの除去

図表Ⅱ-2-① 点検後の対応についての規定	37
図表Ⅱ-2-② 点検業者の劣化診断で使用継続不可と判定された遊具への公園管理者の措置状況	38
図表Ⅱ-2-③ 不十分な維持管理の状態によるハザードを理由に点検業者から使用継続不可と判定された15遊具への措置状況（福山市）	39
図表Ⅱ-2-④ 図表Ⅱ-2-③のうち即時使用中止とされながら使用している具体例	40

3 遊具の修繕等に関する記録の適正化

図表Ⅱ-3-① 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月国土交通省）（抜粋）	46
図表Ⅱ-3-② 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）による遊具履歴書の例	47
図表Ⅱ-3-③ 公園管理者による遊具の修繕等の記録状況	49

4 遊具による事故の再発防止対策の推進

図表Ⅱ-4-① 都市公園における事故報告に関する通知	54
図表Ⅱ-4-② 調査対象公園管理者における遊具による事故の発生状況	55
図表Ⅱ-4-③ 重大事故が国土交通省に報告されていない事例	55
図表Ⅱ-4-④ 重大事故につながる恐れのある事故が国土交通省に報告されていない事例	56
図表Ⅱ-4-⑤ 調査対象公園管理者における事故後の対応	58
図表Ⅱ-4-⑥ 専門家の意見を聴いて対応することが望ましい事例	58
図表Ⅱ-4-⑦ 構造上の要因を除去して再発防止を図った事例	63

第1 都市公園遊具を巡る状況

説 明	図表番号
<p>1 都市公園の設置数</p>	
<p>中国5県における都市公園数は、公園設置義務のある都市計画事業や開発行為による新設もあることから年々増加しており、平成15年度に5,447公園であったものが28年度には6,588公園と約1.2倍となっている。</p>	図表I-①
<p>これらは、近隣で利用するものから、市町村の区域を越える広域で利用するものに至るまで、機能や規模、管理者（国、都道府県、市町村。以下「公園管理者」という。）は様々であるが、主として地域住民を対象とした「街区公園」や「近隣公園」など「住区基幹公園」が5,828公園とその大部分（全体の88.5%）を占めている。</p>	図表I-②
<p>2 遊具の設置状況</p>	
<p>中国5県の都市公園には21,292基の遊具が設置されており（平成28年度末時点）、遊具種別では踏み板式ぶらんこが3,930基（18.5%）と最も多く、続いてすべり台3,312基（15.6%）、砂場2,735基（12.8%）、鉄棒2,363基（11.1%）の順となっている。</p>	図表I-③
<p>これらの推移をみると、平成19年度20,052基であったものが28年度には21,292基と6.2%増加している。遊具種別では、主に大人の健康・体力を保持増進するための「健康器具系施設」が160.8%増と最も増加率が高く、続いて「複合遊具（鋼製）」が67%増加している一方、「回転塔」、「石の山、コンクリート製の山」、「複合遊具（木製）」がそれぞれ69.7%、53.8%、47.0%の減少となっている。</p>	図表I-④
<p>また、平成28年度末時点で、過半数（54.7%）に当たる11,638基が20年以上経過している。</p>	図表I-⑤
<p>3 都市公園遊具に起因する事故の発生件数</p>	
<p>国土交通省は、公園管理又は公園施設に起因して30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故が起こった場合にはその状況を報告するよう、公園管理者に求めている（平成2年2月19日付け建設省都公緑第22号、都市局公園緑地課長通知「都市公園における事故の防止について」）。</p>	
<p>平成25年度から29年度までの間、このような事故は全国で124件、中国5県で13件（骨折10件、指の切断1件、捻挫1件、人身事故以外1件）が発生している。</p>	図表I-⑥
<p>また、今回調査した都市公園では、上記報告に該当しない人身事故も発生している（詳細は、第2行政評価・監視結果の項目4参照）。</p>	

4 都市公園遊具に関する制度の概要

① 都市公園における遊具の安全確保に関する指針

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 7 条では、公園施設は安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならないとされている。

国土交通省は、都市公園における安全管理の強化を図るため、都市公園法第 31 条に基づく技術的助言として「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（以下「遊具指針」という。）を平成 14 年 3 月に作成して公園管理者に通知するとともに、事故の実態や遊具の設置状況の変化を踏まえて、平成 20 年 8 月、26 年 6 月と改訂を重ねている。

遊具指針は、遊具の危険性をリスクとハザードに区分し、

- i リスクを「事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性。遊びの価値のひとつ。」
- ii ハザードを「事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性。」

と定義して、リスクは適切に管理し、ハザードは除去に努めることを基本とする、としている。

また、ハザードのうち、遊具の不適切な配置・設計・構造・施工・不十分な維持管理の状態に起因する要因を物的ハザード、不適切な行動や遊ぶのには不適切な服装や持ち物などに起因する要因を人的ハザードとして、生命に危険があるか重度あるいは恒久的な物的ハザードを中心に除去し、子ども・保護者等との連携により人的ハザードの除去に努めるとしている。

この遊具指針を踏まえて、遊具メーカーなどを会員とする一般社団法人日本公園施設業協会は、平成 14 年 10 月に「遊具の安全に関する規準」（以下「安全規準」という。）を作成し、物的ハザードの重大性を判断するための数値基準を示しており、平成 20 年 8 月、26 年 6 月と改訂を重ねている。安全規準は、協会会員向けの業界規準であるが、国土交通省は、公園管理者にこれを周知するとともに、遊具指針にもその内容を引用しており、わが国の公園遊具に関する唯一の具体的規準となっている。

② 都市公園法の改正

遊具を含めた公園施設は老朽化が進行しており、損傷や劣化が進まないうちに修繕、部品交換等により施設の長寿命化と安全対策の徹底を図る予防保全型の管理が求められている。

このため、平成 29 年 5 月に都市公園法の一部が改正（翌年 4 月 1 日施行）され、都市公園は政令で定める維持・修繕に関する技術的基準に適合するよう管理することとされた（第 3 条の 2）。

これを受け、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）と都市公園法施

図表 I-⑦

図表 I-⑧

図表 I-⑨

<p>行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）が改正され、上記の技術的基準として、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 適切な時期に巡視し、清掃など機能維持のための必要な措置を講ずること、 ii) 劣化など異状に対し必要な措置を講ずること、 iii) 利用者の安全確保に支障のおそれがある遊具の異状については、1 年に 1 回の点検を基本とすること、 iv) 点検結果や修繕履歴を記録し、施設の利用期間中は保存すること、などが定められている。 	<p>図表 I -⑩</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

図表 I-①

都市公園数の推移

区分	平成 15 年度	20	25	26	27	28
鳥取県	274	303	308	311	312	312
島根県	286	319	395	399	402	405
岡山県	1,273	1,437	1,544	1,560	1,592	1,627
広島県	2,660 (1)	2,912 (1)	3,002 (1)	3,040 (1)	3,070 (1)	3,109 (1)
山口県	954	1,035	1,125	1,129	1,129	1,135
計	5,447	6,006	6,374	6,439	6,505	6,588

(注) 1 中国地方整備局の提出資料による。

2 各年度末時点の都市公園数で、() は国営公園を示す(内数)。

図表 I-②

種類別都市公園数(平成 28 年度末時点)

区分	住区基幹公園			都市基幹公園		大規模 公園	特殊 公園	その他 公園	計
	街区 公園	近隣 公園	地区公 園	総合 公園	運動公 園	広域 公園			
中国地方 整備局	—	—	—	—	—	—	—	1	1
鳥取県	240	17	5	8	4	2 <2>	8	28 <2>	312 <4>
島根県	240	20	8	20	9	3 <3>	11	94	405 <3>
岡山県	1,306	78	29	17	23 <2>	0	29	145 <1>	1,627 <3>
広島県	2,725	111	27	28	20 <1>	5 <4>	29 <2>	163	3,108 <7>
山口県	944	50	28	27 <1>	12 <1>	5 <3>	25	44	1,135 <5>
計	5,455 (82.8)	276 (4.2)	97 (1.5)	100 (1.5) <1>	68 (1.0) <4>	15 (0.2) <12>	102 (1.5) <2>	475 (7.2) <3>	6,588 (100) <22>
	5,828 (88.5)			168 (2.6)			577 (8.7)		

(注) 1 中国地方整備局の提出資料による。

2 各県欄の数値のうち<>は県管理の公園数で内数、それ以外は市町村管理のものである。

3 () は%を示す。

(参考)

都市公園の種類

種別	種類	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供すること目的とする公園で誘致距離 250mの範囲内で1箇所当たり面積 0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500mの範囲内で1箇所当たり面積 2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1kmの範囲内で1箇所当たり面積 4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha以上を標準として配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。

(注) 本表には、主な種類の都市公園を掲げた。

図表 I-③

遊具の種類別設置数

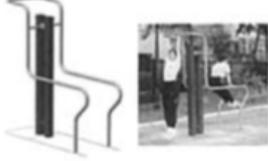
遊具種別	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 28 年度	対 19 年 度指数
踏み板式ぶらんこ	3,797	3,856	3,842	3,930 (18.5)	103.5
ゆりかご型ぶらんこ	300	273	243	323 (1.5)	107.7
すべり台	3,462	3,491	3,505	3,312 (15.6)	95.7
ジャングルジム	791	782	791	704 (3.3)	89.0
鉄棒	2,044	2,309	2,310	2,363 (11.1)	115.6
回転塔	132	135	148	40 (0.2)	30.3
シーソー	805	777	748	742 (3.5)	92.2
複合遊具（木製）	472	459	430	250 (1.2)	53.0
複合遊具（鋼製）	500	584	622	835 (3.9)	167.0
複合遊具（その他）	283	291	328	386 (1.8)	136.4
健康器具系施設	429	670	970	1,119 (5.2)	260.8
フィールドアスレチック用遊具	298	253	220	282 (1.3)	94.6
ラダー	274	290	282	348 (1.6)	127.0
スプリング遊具	1,630	1,642	1,565	1,716 (8.1)	105.3
吊り輪	14	12	18	9 (0.1)	64.3
砂場	2,968	2,799	2,832	2,735 (12.8)	92.1
石の山、コンクリート製の山等	145	131	140	67 (0.3)	46.2
象形遊具	—	735	601	985 (4.6)	—
その他	1,708	1,128	1,200	1,146 (5.4)	67.1
計	20,052	20,617	20,795	21,292 (100)	106.2

(注) 1 中国地方整備局の提出資料による。

2 平成 28 年度の () は、合計を 100 とした場合の構成比である。

図表 I-④

増加している遊具と減少している遊具の例

	遊具種別	写真等
増加している遊具	健康器具系施設	  <p><u>背伸ばし運動ができる施設</u></p> <p><u>懸垂運動などができる施設</u></p>
		  <p><u>ストレッチ運動ができる施設</u></p> <p><u>ジャンプ運動ができる施設</u></p>
	複合遊具 (鋼製)	
減少している遊具	回転塔	
	複合遊具 (木製)	

図表 I-⑤ 20 年以上経過した遊具の設置状況（中国 5 県）（平成 28 年度時点）

遊具種別	設置数 (a)	設置から 20 年以上経過したもの (b)	(b) / (a)
踏み板式ぶらんこ	3,930	2,242	57.0%
ゆりかご型ぶらんこ	323	286	88.5%
すべり台	3,312	1,887	57.0%
ジャングルジム	704	469	66.6%
鉄棒	2,363	1,373	58.1%
回転塔	40	17	42.5%
シーソー	742	428	57.7%
複合遊具（木製）	250	124	49.6%
複合遊具（鋼製）	835	320	38.3%
複合遊具（その他）	386	109	28.2%
健康器具系施設	1,119	248	22.2%
フィールドアスレチック用遊具	282	183	64.9%
ラダー	348	254	73.0%
スプリング遊具	1,716	465	27.1%
吊り輪	9	6	66.7%
砂場	2,735	1,913	69.9%
石の山、コンクリート製の山等	67	43	64.2%
象形遊具	985	699	71.0%
その他	1,146	572	49.9%
計	21,292	11,638	54.7%

（注）中国地方整備局の提出資料による。

図表 I-⑥ 事故の発生状況（国土交通省に事故状況報告を行ったもの）

（単位：件）

年度	平成 25 年度	26	27	28	29	計
全国	10	30	28	29	27	124
中国 5 県	2	4	1	3	3	13
（公園管理者 内訳）	広島県 1 岡山市 1	国営備北丘 陵公園 4	倉敷市 1	出雲市 2 岩国市 1	三次市 1 三原市 1 浜田市 1	

（注）中国地方整備局の提出資料による。

図表 I-⑦ 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)(抜粋)

(都市公園の行政又は技術に関する勧告等)

第 31 条 国土交通大臣は、都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は、市町村に対し、都市公園を保全し、その他都市公園の整備を促進するため都市公園の行政又は技術に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

図表 I-⑧ 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)(抜粋)

(都市公園の管理基準) <条文の新設>

第 3 条の 2 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準(都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。)に適合するように行うものとする。

図表 I-⑨ 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)(抜粋)

(都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準) <条文の新設>

第 10 条 法第 3 条の 2 第 1 項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一 都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「都市公園構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するための必要な措置を講ずること。

二 都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前号に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

(注)下線は当局が付した。

(都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準)

第 3 条の 2 令第 10 条第 2 項の国土交通省令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一 遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に、当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの(次号において「遊戯施設等」という。)の点検は、1 年に 1 回の頻度で行うことを基本とすること。

二 前号の点検の結果及び遊戯施設等について令第 10 条第 1 項第 3 号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存すること。

(注) 下線は当局が付した。

第2 行政評価・監視結果

1 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの除去

通 知	図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>遊具指針において、遊具の安全確保に当たってはハザードの除去に努めることを基本とする、とされている。</p> <p>これらハザードのうち物的ハザードの要因には、i) 不適切な配置、ii) 遊具の及び設置面の設計、構造の不備、iii) 不適切な施工、iv) 不十分な維持管理の状態があり、このうちiv) によるものを除くハザード（本文において以下「構造等に起因するハザード」という。）については、設置までの段階で発生するもので、絡まり・ひっかかり対策、可動部との衝突対策、落下対策、挟み込み対策等の安全対策を講ずることとされている。また、遊具指針において、このようなハザードは、事故の程度に応じて3段階の事故の状態に分類されている。</p> <p>中国5県の都市公園では、平成28年度末時点で設置から15年以上経過した遊具が62.4%を占め、多くが国土交通省の遊具指針や日本公園施設業協会の安全規準の策定以前に設置されたものであり、これら遊具の多くは、構造等に起因するハザードが内在している可能性がある。</p> <p>国土交通省は、公園管理者から報告を受けた重大事故のうち、構造等に起因するハザードが一因とみられる事故も例に挙げつつ、類似の事故が発生しないよう注意喚起する文書を発出している（例：平成28年7月22日、国土交通省公園緑地課長補佐事務連絡「公園施設の安全管理の強化について」）。</p> <p>今回の当局の調査でも、これらのハザードが一因とみられる事故の発生例が判明している。</p> <p>【調査結果】</p> <p>調査対象13公園管理者の、構造等に起因するハザードの把握・措置状況を調査するとともに、当該公園管理者が管理する公園遊具（81公園、315基）を抽出しその実態を調査した結果、以下の状況が認められた。</p> <p>(1) 構造等に起因するハザードの把握</p> <p>13管理者のうち8管理者は公園長寿命化計画作成時の健全度調査で把握しており、このうち4管理者は定期点検でも把握している。</p> <p>しかし、5管理者（広島県、山口県、総社市、福山市、周南市）は、構造等に起因するハザードを把握していない。</p> <p>今回、当局がこれら5管理者が管理する27公園、149基の遊具を抽出し、構造等に起因するハザードの状況を調査したところ、22公園、57基の遊具に143件のハザードが認められた。</p> <p>(2) 構造等に起因するハザードの除去</p> <p>① 中国地方整備局</p> <p>平成29年度定期点検で、点検業者が実施した劣化診断やハザード診断の結果、使用不可の判定を受けた遊具が8基あり、このうち6基について、撤去（1基）、修繕（2基）、使用中止（3基）の措置を講じている。</p> <p>しかし、残る2基については、劣化には対策を講じたものの、構造等に起因するハザードには使用中止やハザードの解消・軽減の措置を講じないまま、使用</p>	<p>図表Ⅱ-1-①</p> <p>図表Ⅱ-1-②</p> <p>図表Ⅱ-1-③</p> <p>図表Ⅱ-1-④</p> <p>図表Ⅱ-1-⑤</p> <p>図表Ⅱ-1-⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-⑦</p> <p>図表Ⅱ-1-⑧</p> <p>図表Ⅱ-1-⑨</p> <p>図表Ⅱ-1-⑩</p> <p>図表Ⅱ-1-⑪</p>

を継続していた。

その理由について、中国地方整備局は、「今回の行政評価局調査に際しての確認により、点検業者が平成 29 年度から遊具の使用可否に係る判定規準（非公表）を変更したことに伴い使用不可の判定となったことが判明したが、当時は 28 年度と 29 年度の点検結果でハザード判定に変更がなかったことから、劣化度が進行した部分の補修をすることで使用できるものと判断し使用を継続していた。したがって、判定した点検業者から規準変更について説明がなされなかったこと、管理者として使用継続するための措置を点検業者に確認しなかったことが原因であった。」と説明している。

また、措置した 6 基についても、28 年度の定期点検で同様のハザードを把握していたが、その時点では使用中止やハザードの解消・軽減措置を講じていなかった。その理由について、中国地方整備局は、「その時点では使用可の判定を受けていたため」と説明している。

② 中国地方整備局以外の 12 公園管理者

i) 2 管理者（広島市、三原市）は、構造等に起因するハザードを除去する措置を講じている。

中でも三原市は以下のとおり取り組んでおり、調査対象 13 管理者のうち最も高い措置率（73.6%）となっていた。

イ) 平成 22 年度、公園施設長寿命化計画策定時の健全度調査で初めて認識し、翌年度、内閣府の事業である「地域活性化・きめ細やかな交付金事業」を活用して 24 公園、37 基の遊具についてハザードを除去。

ロ) 把握していたものの予算の制約から 23 年度に措置し切れなかったハザードをその後除去。

ii) 一方、構造等に起因するハザードを把握していない前記 5 管理者を含む 10 管理者（岡山県、広島県、山口県、岡山市、倉敷市、総社市、福山市、下関市、岩国市、周南市）は、これらハザードを除去する措置を講じていない。

その中には、平成 29 年度健全度調査の結果によりハザードを理由に使用不可の判定を受けた遊具について使用中止やハザードの解消・軽減措置を講じないまま使用を継続している例（岡山市）もみられた。

これらの公園管理者は、ハザード除去に取り組んでいない理由として、

イ) 構造等に起因するハザードは、主に設計・製造・施工段階で発生し、設置後の維持管理段階で除去するには、撤去、更新、大がかりな修繕等を要することから困難である、

ロ) 安全確保指針が策定された平成 14 年 3 月以前に設置された遊具については、構造等に起因するハザードがあってもいわゆる既存不適合遊具であるため、更新時期が到来するまでは特段の措置は必要ないと考えている、

ハ) 構造等に起因するハザードは、損傷、劣化によるハザードに比べ危険性が低く、除去対策の優先度が低いと考えている

ことなどを挙げている。

しかしながら、現に、構造等に起因するハザードが原因で人身事故が発生していることから、遊具に内在するハザードを放置しておくことは、管理責任を果たす上で妥当とは考えられない。

図表 II-1-12

図表 II-1-13

図表 II-1-14

図表 II-1-15

【所見】

中国地方整備局は、都市公園遊具の構造等に起因するハザードの除去を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国営公園において把握したハザードの危険性が高いと判定した遊具については、危険性の程度等を勘案して、計画的にハザードの除去を進めること。
特に、使用不可と判定を受けた遊具については、速やかに遊具の一部又は全体の使用中止措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施すること。
- ② 地方公共団体の公園管理者に、次の事項を助言すること。
 - i) 安全点検や長寿命化計画の見直しに伴う健全度調査等の機会を捉え、ハザードの状況を的確に把握すること。
 - ii) 把握したハザードについては、危険性の程度等を勘案して、計画的に除去を進めること。特に、使用不可と判定を受けた遊具については、速やかに遊具の一部又は全体の使用中止措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施するなど、適切に処理すること。
- ③ 公園管理者によるハザードの把握・除去の取組例を収集・整理し、各公園管理者に情報提供すること。

図表Ⅱ-1-①

物的ハザードの種類

区分（発生段階）	物的ハザードの例	安全点検の項目
不適切な配置	動線の交錯、幼児用遊具と小学生用遊具の混在など	日本公園施設業協会の安全規準では、これらを点検するものを「規準診断」と呼んでいる。
遊具及び設置面の設計、構造の不備	高低差、隙間、突起、設置面の凹凸など	
遊具の不適切な施工	基礎部分の不適切な露出など	
不十分な維持管理の状態	腐食、磨耗、経年による劣化、ねじなどのゆるみの放置など	日本公園施設業協会の安全規準では、これらを点検するものを「劣化診断」と呼んでいる。

(注)安全規準による。

図表Ⅱ-1-② 遊具の安全設計に当たり遊具指針が求める安全対策

遊具の構造については、全体が子どもの利用に応じた強度を持つ必要があり、特に、動きのある遊具では、全体の構造のみならず細部の構造についても動きに対応した強度を持つように配慮するとともに、以下のような安全対策を講ずる。

①絡まり・引っかかり対策

- ・衣服の一部などが絡まったり、身体が引っかかるでっぱり、突起、隙間などを設けない。
- ・突起の形状に留意し、埋め込み、ふたを被せるなど工夫する。

②可動部との衝突対策

- ・可動部と地面の間に適切なクリアランスを確保する。
- ・可動部との衝突による衝撃を緩和する。

③落下対策

- ・落下防止柵を設ける。
- ・登れないように足がかりをつくらない。

④挟み込み対策

- ・身体の一部が引き抜けなくなるような開口部や隙間を設けない。

⑤その他の危険対策

- ・つまづかないように基礎部分を埋め込むか、垂直に立ち上げず設置面にすり付ける。
- ・遊具のどの部分にも、切傷や刺傷の原因となる鋭い尖端、角、縁（ふち）、ささくれをつくらない。
- ・部品や部材を簡単に外すことができないようにする。

⑥救助対策

- ・救助できるようにするため内部に大人が入れるようにする。

(注)遊具指針による。

図表 II-1-③

事故の要因となる物的ハザードのレベル

区分	内容
ハザードレベル 0	傷害をもたらす物的ハザードがない状態
ハザードレベル 1	軽度の傷害をもたらすハザードがある状態
ハザードレベル 2	重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態
ハザードレベル 3	生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態

(注)安全規準による。

図表 II-1-④ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードが原因で発生した事故例（全国）

事故内容	写真	遊具指針、安全規準
<p>設置面に硬い石が露出</p> <p>7歳男児が複合遊具の雲梯から落下した際、地面に露出した石に左腕を打ちつけ、骨折。(平成28年6月)</p>		<p><遊具指針></p> <p>遊具は、落下・転倒に受ける衝撃が大きいコンクリートやアスファルトなどの硬い設置面には配置しない。</p> <p><安全規準></p> <p>遊具は、コンクリートやアスファルトなどの固い設置面に設置してはならない。</p>
<p>指の絡まり・ひっかかり</p> <p>小学4年生の女児が滑り台を滑降中に減速しようと側面上部を掴もうとした際、滑走面外側と支持金具の間に指がひっかかり、親指を骨折。(平成30年2月)</p>		<p><遊具指針></p> <p>身体がひっかかるでっぱり、突起、隙間などを設けない。</p> <p><安全規準></p> <p>落下が予測される箇所や体勢が不安定な箇所には、絡まったり、引っかかりたりする突出部や隙間がないようにする。</p>

<p>絡まり・引っかかり</p> <p>8歳の女儿が複合遊具で遊んでいたところ、横向きに飛び出していた直径約1cmのボルトに左足大腿部が接触し、全治6か月の創傷を負った。（平成28年5月）</p>		<p><遊具指針></p> <p>身体が引っかかるでっぱり、突起、隙間などを設けない。</p> <p><安全規準></p> <p>落下が予測される箇所や体勢が不安定な箇所には、絡まったり、引っかかりたりする突出部や隙間がないようにする。</p>
<p>頭部・胴体の挟み込み</p> <p>6歳女儿が複合遊具の鋼製リングの隙間（約12cm）に胸を挟んで抜けなくなり、胸部の打ち身・擦り傷を負った。（平成20年4月）</p>		<p><遊具指針></p> <p>身体の一部が引き抜けなような開口部や隙間を設けない。</p> <p><安全規準></p> <p>開口部は、胴体が入らない構造とするか、胴体が入る場合は頭部が通り抜ける構造としなければならない。</p>

（注）中国地方整備局の提出資料等による。

図表Ⅱ-1-⑤ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードが原因で発生した事故例（調査対象市）

事故内容	写真	遊具指針、安全規準
<p>基礎の露出</p> <p>5歳男児が兄の後ろを付いて吊橋遊具を渡り、踊り場となる梁部分に達した際、後ろ向きに転倒し、そのまま地面に落下した。落下した際、露出していたコンクリート基礎に右前額部をぶつけ、挫創（内側3針、外側5針縫合）した。公園管理者はコンクリート基礎がなければもっと軽傷で済んでいたかもしれないとしており、この遊具は撤去された。</p> <p>（平成26年4月、福山市）</p>		<p><遊具指針></p> <p>遊具は、落下・転倒に受ける衝撃が大きいコンクリートやアスファルトなどの硬い設置面には配置しない。</p> <p><安全規準></p> <p>遊具は、コンクリートやアスファルトなどの固い設置面に設置してはならない。</p>
<p>足の挟み込み</p> <p>小学3年生男児が複合遊具のリングを渡っていた際、足をリングに挟まれ、独力で抜けなくなったため、消防隊員が救出した。（平成28年1月、下関市）</p>		<p><遊具指針></p> <p>身体の一部が引き抜けなるような開口部や隙間を設けない。</p> <p><安全規準></p> <p>通行要素と遊び要素の連結部などの利用者が意識せずに歩行する部分や落下した先にある隙間に足が挟み込まれて抜けなくなる事故が起きている。そのため子どもの利用状況などを十分考慮して必要な場合は足の挟み込み防止のため隙間を塞ぐなどの配慮をすることが望ましい。</p>

（注）当局の調査結果による。

図表Ⅱ-1-⑥ 調査対象公園管理者・公園数・遊具数

公園管理者	設置数		調査対象	
	公園数	遊具数	公園数	遊具数
中国地方整備局	1	54	1	14
岡山県	4	14	1	9
広島県	3	85	1	15
山口県	3	103	1	30
岡山市	464	1,799	10	31
倉敷市	815	1,959	6	19
総社市	71	270	7	20
広島市	1,149	3,369	10	21
福山市	574	2,321	8	40
三原市	94	355	7	14
下関市	398	1,074	9	24
岩国市	193	733	10	34
周南市	163	534	10	44
計 13	3,932	12,670	81	315

図表Ⅱ-1-⑦ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの把握状況（調査対象の公園管理者）

公園管理者	把握状況	把握方法	
		定期点検	長寿命化計画の健全度調査
中国地方整備局	○	○	○
岡山県	○	○	○
広島県	×	△	
山口県	×		
岡山市	○		○
倉敷市	○		○
総社市	×		
広島市	○	○	○
福山市	×		
三原市	○	○	○
下関市	○		○
岩国市	○		○
周南市	×		
未把握の公園管理者	5		

- (注) 1 当局の調査結果による（調査対象公園についての状況である。）。
- 2 広島県は、定期点検で、配置・設計・構造・施工に起因するハザードの一部（「安全領域」（遊具の安全な利用行動に必要とされる空間））を把握しているが、配置・設計・構造・施工に起因するハザードの全部を把握しているとは言えないことから×（未把握）とした。

図表Ⅱ-1-⑧ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを把握していない公園管理者が管理する公園で当局が把握したハザード

公園管理者	調査対象公園数	遊具数	ハザードが発見された公園、遊具、件数	主なハザード内容
広島県	1	15	1公園、7基、14件	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部・胴体の挟み込み(100mm～230mm)のおそれのある隙間(6件) ・頭部・胴体の挟み込み(V字型開口部)(3件) ・落下防止柵の隙間(100mm未満)、形状(2件) ・ボルト・ナットによる突起(2件) ・ぶらんこの着座面のスイングクリアランス(350mm～450mm)が不足(1件)
山口県	1	30	1公園、6基、7件	<ul style="list-style-type: none"> ・ボルト・ナットによる突起(3件) ・滑り台の出発部と滑降部との継ぎ目に段差・隙間がある(1件) ・絡まり・引っ掛かり(突出部や隙間)(1件) ・安全領域に障害物(1件) ・頭部・胴体の挟み込み(1件)
総社市	7	20	7公園、20基、58件	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部・胴体の挟み込み(7件) ・安全領域に障害物等がある(7件) ・コンクリート基礎の露出(5件) ・滑り台の出発部と滑降部との継ぎ目に段差・隙間がある(3件) ・ぶらんこ吊り部材同士、支柱との間隔が基準(650mm以上)より少ない(3件) ・落下防止柵の高さが基準より低い(2件) ・ぶらんこのスイングクリアランス不足(2件) ・落下高さが基準より高い(2件) ・ロープウェイの握り部の長さが基準(1,750mm)より短い(2件) 等
福山市	8	40	5公園、13基、36件	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート基礎の露出(8件、延べ21箇所) ・頭部・胴体の挟み込み(100mm～230mm)のおそれのある隙間(5件) ・安全領域内に障害物(5件) ・指の挟み込み(4件) ・落下防止柵の高さ不足(3件) ・滑り台の出発部と滑降部との継ぎ目に段差・隙間がある(3件) ・ボルト・ナットによる突起(3件) ・滑り台の落下防止柵の隙間が100mm以上(2件) ・頭部・胴体の挟み込み(V字型開口部)(1件) ・ぶらんこの着座面のスイングクリアランス(350mm～450mm)が不足(1件) ・シーソーのクリアランス不足(1件)

周南市	10	44	8 公園、11 基、 28 件	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部・胴体の挟み込み(100 mm～230 mm)のおそれのある隙間(7 件) ・コンクリート基礎の露出(5 件) ・安全領域内に障害物(5 件) ・滑り台の出発部と滑降部との継ぎ目に段差・隙間がある(3 件) ・ぶらんこ着座部の底面は突起物が露出しない構造(3 件) ・ボルト・ナットによる突起(2 件) ・滑り台の落下防止柵の隙間が 100 mm以上(1 件) ・滑り台の出発部に着座姿勢に導くガイドバーがない(1 件) ・ぶらんこの着座面のスイングクリアランス(350mm～450 mm)が不足(1 件)
計	27	149	22 公園、57 基、 143 件	

(注) 当局の調査結果による。

図表Ⅱ-1-⑨

図表Ⅱ-1-⑧の具体例

【事例1】落下防止柵の形状、隙間が適切でない例（広島県、A公園）

<安全規準>

落下防止柵の開口部は幼児の胴体（100 mm×157 mm）が通り抜けない構造とする。

<説明>

「村上水軍トリデ」という名称の遊具で、基地などとして遊ぶ遊具である。3階建てで3m以上の高さのある遊具であるが、落下防止柵は、下記写真のとおり、隙間が大きく、幼児・児童は容易に通る構造となっている。なお、写真4のとおり、一部の落下防止柵には隙間100mm未満のスノコのようなものを入れて子どもが通り抜けできないように措置している箇所もみられるが、ごく一部である。

<写真1>



<写真2>



<写真3>



<写真4>



遊具の3階建て部分の最も高い場所

【事例 2】 ボルト・ナット類による突起対策が不適切な例（山口県、B公園）

＜安全規準＞

こどもが容易に触れる可能性のある部分には、不意に着衣の一部やカバンのヒモが絡まったり、引っ掛かったりすることが起きないように配慮しなければならない。

＜説明＞

ジャングルジムの外側にボルトが突出している箇所が何か所もあり、外側から上る、降りるなどの際に、衣服等を引っ掛け、転落につながるおそれがある。

＜写真＞



【事例 3】 コンクリート基礎が露出している例（総社市、C公園）

＜安全規準＞

遊具はコンクリートやアスファルトなどの固い設置面に設置してはならない。

＜説明＞

鉄棒の支柱箇所（4か所）にコンクリート基礎が剥き出しになっており、落下して頭部等をぶつけ、けがが重篤化するおそれがある。

＜写真＞



【事例 4】 頭部・胴体の挟み込みのおそれがある開口部がある例（福山市、D公園）

＜安全規準＞

子どもが自分の体格を意識せずに通り返けようとした場合、頭部や胴体の挟み込みが発生しないように開口部は胴体が入らない構造とするか、胴体が入る場合は頭部を通り返ける構造としなければならない（100 mm未満又は 230 mm超）。

なお、安全規準上、当該開口部を通り返けることを前提として設計されている箇所であるか否かに関わらずそのような開口部を設けないものと解釈されている。

＜説明＞

すべり台の階段の隙間や階段の手すりの隙間が 100 mm以上 230 mm以下であり、胴体は入るが、頭部が抜けない間隔となっていて、頭部・胴体の挟み込みが生じるおそれがある。

＜写真 1＞



＜写真 2＞



(注) 写真のダンボールは、四角形（100 mm×157 mm）が幼児の胴体サイズを想定したもの、丸（直径 23 mm）は幼児の頭部サイズを想定したもので、写真は、隙間に幼児の胴体が入るが、頭部が入らないため挟み込みのおそれがあることを示している。

【事例 5】 引っ掛かり対策が不十分な例（周南市、E公園）

＜安全規準＞

すべり台の出発部と滑降部との継ぎ目には、引っ掛かりの原因となる隙間や突出部があってはならない。

＜説明＞

すべり台の出発部と滑降部との間に隙間があり、こどものフードや肩掛けかばんの紐などが引っかかり、事故につながるおそれがある。

＜写真＞



(注) 当局の調査結果による。

図表Ⅱ-1-⑩ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの除去対策の実施状況（中国地方整備局）

① 平成 29 年度定期点検において、点検業者が実施した劣化診断やハザード診断により 8 基の遊具が使用不可の判定を受けており、その措置状況を見ると、表 1 のとおり、6 基の遊具について、修繕（2 基）、撤去（1 基）、使用禁止（3 基）の措置を講じている。しかし、2 基の遊具（きゅうの丘複合遊具、きゅうの森複合遊具）については、劣化については修繕したが、配置・設計・構造・施工に起因するハザードについては使用停止やハザードの解消・軽減の対策を講ずることなく、使用を継続させていた。

その理由について、中国地方整備局は、「今回の行政評価局調査に際しての確認により、点検業者が平成 29 年度から遊具の使用可否に係る判定規準（非公表）を変更したことに伴い使用不可の判定となったことが判明したが、当時は 28 年度と 29 年度の点検結果でハザード判定に変更がなかったことから、劣化度が進行した部分の補修をすることで使用できるものと判断し使用を継続していた。したがって、判定した点検業者から規準変更について説明がなされなかったこと、管理者として使用継続するための措置を点検業者に確認しなかったことが原因であった。」と説明している。

表1 平成 29 年度定期点検で使用不可の判定が出された遊具に対する措置状況

	劣化 判定 (注 3)	ハザード 判定 (注 3)	総合 判定 (注 3)	使用 可否	主なハザード	措置状況
きゅうの丘 風のローラー スライダー	b	3	C	不可	(ハザード判定) ・頭部・胴体の挟み込み	修繕(指摘箇所の隙間にネットを設置)
きゅうの丘 光のローラー スライダー	c	3	C	不可	(ハザード判定) ・頭部・胴体の挟み込み	修繕(指摘箇所の隙間にネットを設置)
みのむしブラン コ	c	3	C	不可	(ハザード判定) ・頭部・胴体の挟み込み ・安全領域不足	撤去
UFO コンビネ ーション	b	3	C	不可	(ハザード判定) ・頭部・胴体の挟み込み ・安全領域 _(注 2) 不足 ・基礎の露出	使用禁止
UFO スライダー	b	3	C	不可	(ハザード判定) ・頭部・胴体の挟み込み ・ボルト・ナット類の突出 ・安全領域に他の遊具(砂場)あり	使用禁止
大型すべり台	b	3	C	不可	(ハザード判定) ・頭部・胴体の挟み込み	使用禁止

					・手すり子の隙間	
きゅうの丘 複合遊具	d	3	D	不可	(ハザード判定) ・頭部・胴体の挟み込み ・すべり台の出発部と滑降部との継ぎ目の有害な隙間あり (劣化判定) ・吊り橋・ネット渡りのネットが劣化により破断	(ハザード判定) 未措置 (劣化判定) 指摘のあった「ネットもぐら」(吊り橋・ネット渡りの遊具)を使用中止(撤去予定)
きゅうの森 複合遊具	d	3	D	不可	(ハザード判定) ・すべり台の出発部と滑走部との継ぎ目に有害な段差あり ・指などが容易に滑車に触れる構造 (劣化判定) ・遊具(空気銃)の破損	(ハザード判定) 未措置 (劣化判定) 修繕し、使用再開

(注)1 中国地方整備局の提出資料に基づき当局が作成した。

2 「安全領域」とは、遊具の安全な利用行動に必要とされる空間のことである。

3 劣化判定、ハザード判定、総合判定のランクの意味は次のとおりである。

区分	ランク	内容
劣化判定	b	軽微な劣化がある状態
	c	修繕の必要な劣化がある状態
	d	緊急修繕が必要な劣化がある状態
ハザード判定	3	生命に危険、あるいは重度の恒久的な傷害をもたらすハザードがある状態
総合判定	C	異常があり、修繕又は対策が必要
	D	危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要又は破棄し更新を検討

(注)日本公園施設業協会が使用する定期点検表の様式による。

② 上の遊具 8 基は、28 年度定期点検で同様のハザードを指摘されていたが、中国地方整備局はこれらについて使用中止やハザードの解消・軽減の措置を講じておらず、29 年度定期点検で使用不可との判定を受けて、初めて措置したものである。

この点について、中国地方整備局は、「平成 28 年度の定期点検において、ハザードがあるとの指摘を受けたが、使用は可との判定であったため、使用を継続したものである。」と説明している。

しかし、ハザードそのものは同様にあったことから、使用の可否の判定にかかわらず、その危険度に応じて措置しておくことが妥当であったと考えられる。

(注) 当局の調査結果による。

図表Ⅱ-1-①-⑪ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードに対策を講ずることなく使用継続していた遊具の主な例(中国地方整備局)

<きゅうの丘 複合遊具>

【安全領域(=遊具の安全な利用行動に必要とされる空間)にコンクリート、アスファルトなどの固い面がある】

<安全規準>

安全領域には、重大事故に結びつく要因となるような障害物や異物、固い設置面などがあってはならない。

<説明>

複合遊具の一つで、閉鎖された空間にあるネット遊具をくぐるなどして遊ぶ遊具であるが、内部にコンクリート面があり、落下、転倒等により事故につながる可能性があるとして、平成29年度定期点検でハザードレベル3の判定を受けている。



【動線及び動線エリアの交差あり】

<安全規準>

- ・遊ぶ箇所と通行箇所の組み合わせは、利用者の動線に十分配慮して計画し、不用意な動線の交差を避けなければならない。
- ・ぶらんこ・すべり台・鉄棒・ロープウェイについては、その動線エリアに遊具の構成部材や他の遊具の動線エリアがあってはならない。

<説明>

複合遊具の一つであるすべり台2基について、動線エリア同士が交差しており、上部のすべり台から落下した場合、衝突等の危険があるとして、平成29年度定期点検でハザードレベル3の判定を受けている。



【すべり台の出発部と滑降部との継ぎ目に有害な隙間がある】

＜安全規準＞

出発部と滑降部との継ぎ目には、引っ掛かりの原因となる隙間や突出部があってはならない。また、つまずきの原因となる有害な段差があってはならない。

＜説明＞

複合遊具のすべり台の出発部と滑降部との継ぎ目に引っ掛かりの原因となる隙間があるとして、平成 29 年度定期点検でハザードレベル 3 の判定を受けている。



図 5. 6. 1. 1 (1) 有害な隙間の例

＜きゅうの森 複合遊具＞

【すべり台の出発部と滑降部との継ぎ目に有害な段差がある】

＜安全規準＞

出発部と滑降部との継ぎ目には、引っ掛かりの原因となる隙間や突出部があってはならない。また、つまずきの原因となる有害な段差があってはならない。

＜説明＞

複合遊具のすべり台の出発部と滑降部との継ぎ目に引っ掛かりの原因となる段差 (210 mm) があるとして、平成 29 年度定期点検でハザードレベル 3 の判定を受けている。



【ロープウェイの滑車部を指などが容易に触れる構造である】

＜安全規準＞

ロープウェイの滑車部は、指などが容易に滑車に触れることができる構造であってはならない。

＜説明＞

上記規準に抵触するおそれがあるとして、平成 29 年度定期点検でハザードレベル 3 の判定を受けている。



※ 上記 5 件のハザードについて、中国地方整備局は、当局の現地調査後、自らの判断で当該遊具の使用中止の措置や修繕を講じている。

(注) 当局の調査結果による。

図表Ⅱ-1-⑫ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを除去している例（三原市）

【頭部・胴体を挟み込むおそれのある隙間（100 mm～230 mm）】

すべり台の階段、階段の手すりに「頭部・胴体の挟み込みのおそれのある隙間（100 mm～230 mm）」があったため、支柱を入れた。

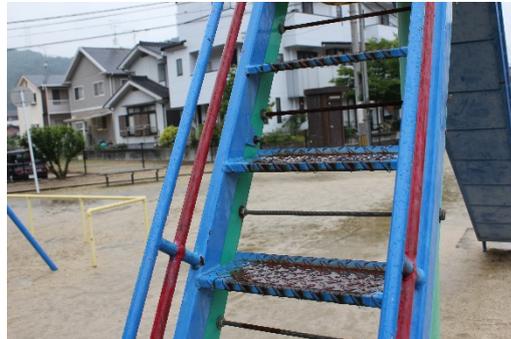
（改善前）



（改善前）



（改善後）



（改善後）



【コンクリート基礎の剥き出し】

すべり台の支柱の基礎が露出していたため、コンクリートの剥き出し部分を削って、真砂土を入れた。

（改善前）



（改善後）



【すべり台の出発部と滑降部との継ぎ目の隙間】

すべり台の出発部と滑走部の間に指を挟み込むおそれがある隙間があったため、金属で埋めて、溶接した。

(改善前)



(改善後)



【落下防止柵の隙間】

すべり台の落下防止柵の隙間が 100 mm以上あったため、柵を付け替えた。

(改善前)



(改善後)



幅 100 mmのダンボールが通過しない

【頭部・胴体を挟み込むおそれのあるシーソーの隙間（100 mm～230 mm）】

シーソーの腕部の持ち手（写真1）や、シーソーが最も傾いたときにできる腕部と地面との間（写真2）に、頭部・胴体の挟み込みのおそれのある隙間（100 mm～230 mm）があったため、持ち手に支柱を入れ、タイヤ及び支柱の鉄柱を交換した。

（改善前）＜写真1＞



＜写真2＞



問題があるとされた隙間

（改善後）



持ち手に支柱を入れた

隙間が広がっている

【シーソーの安全領域】

シーソーの安全な利用に必要な「安全領域」である1,500 mm以内に植栽があったため、シーソーを公園内の別の場所に移設した。

（改善前）植栽まで550 mmで、安全領域が確保されていなかった。



(改善後) 移設により安全領域を確保



【頭部・胴体を挟み込むおそれのある隙間】

ジャングルジムに頭部・胴体の挟み込みのおそれのある隙間（100 mm～230 mm）が多数あったため、修繕では対応不可と判断し、撤去した。

<改善前>



<改善後> 撤去

(注) 当局の調査結果による。

図表Ⅱ-1-⑬ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを除去している例（広島市）

① 複合遊具の例

平成 29 年度定期点検において、ハザードが理由で使用不可と判定を受けたことから、次のとおり修繕。

遊具	ハザードの内容	修繕工事内容
複合遊具（太鼓はしご）	太鼓はしごの間隔が 210 mm で、頭部・胴体を挟み込むおそれがある。	太鼓はしごを付け替えた。
複合遊具（すべり台）	出発部の頭部・胴体を挟み込むおそれのある隙間がある。	出発部開口部の隙間に金属板を入れた。

② すべり台の例

地元住民の要望を受けて、他の箇所を修繕する機会に、ハザードも除去。

遊具	ハザードの内容	修繕工事内容
すべり台	出発部と滑降面との継ぎ目に有害な隙間がある。	隙間に金属板を入れた。

すべり台	落下防止柵の隙間が 100 mm 以上あり、落下のおそれがある。	落下防止柵の隙間に支柱を入れた。
------	----------------------------------	------------------

(注) 広島市の提出資料による。

図表Ⅱ-1-⑭ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを理由に使用不可とされたのに使用継続している例

今回、岡山市が管理する公園のうち、指定管理者の岡山市公園協会が管理する 2 公園を抽出して、安全点検結果の措置状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

岡山市が実施した平成 29 年度健全度調査の結果、調査を委託した点検業者からは、1 公園の遊具のうち 5 基が「使用不可」の判定を受けている。そのうち 3 基（いずれも総合判定が D（危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要又は破棄し更新を検討）で、平成 29 年 4 月 12 日から使用中止しているターザンロープを含む。）については劣化が著しいため使用中止を指定管理者に指示しているが、2 基（タイヤトンネル及びザイルクライミング）については、岡山市の判断により使用中止の理由であるハザードを除去しないまま使用を継続している。

この取扱いの理由について、岡山市（庭園都市推進課）は、次のように説明している。

「劣化判定 d、総合判定 D とされた 3 基の遊具は、修繕等の措置を講じないまま使用継続することは危険と判断して使用を中止した。一方、その他の 2 基の遊具は、ハザード判定が 3 であるとして点検業者が自動的に使用不可としたに過ぎず、劣化の程度は b 又は c 判定と比較的軽いため、市としては、使用中止しなければならないほど危険性が高いとは判断しなかった。」

表 健全度調査の結果、使用不可とされた遊具に対する措置状況

遊具名	平成 29 年度定期点検結果			主なハザード	措置の実施状況
	劣化判定	ハザード判定	総合判定		
タイヤトンネル	c	3	C	ボルト・ナット類突起、頭部・胴体部挟み込み	未措置
バランスボール	d	2	D	スプリング腐食、台座ぐらつき、絡まり・引っ掛かり	使用中止 (H30. 2. 19～)
ターザンロープ	d	3	D	支柱地際部付近・出発部腐朽、ボルト・ナット類突起、基礎露出	使用中止 (H29. 4. 12～)
丸太遊び	d	2	D	支柱地際部付近腐朽、安全領域	使用中止 (H30. 2. 19～)
ザイルクライミング	b	3	C	頭部・胴体部挟み込み	未措置

(注) 1 当局の調査結果による。
2 劣化判定、ハザード判定、総合判定の区分については、図表Ⅱ-1-⑭の注 3 参照。

図表Ⅱ-1-⑮ 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを除去していない理由

理由	回答数	該当公園管理者
a 配置・設計・構造・施工に起因するハザードは、主に設計・製造・施工段階で発生し、設置後の維持管理段階で除去するには、撤去、更新、大がかりな修繕等を要することから困難であるため	9	岡山県、広島県、岡山市、倉敷市、総社市、福山市、下関市、岩国市、周南市
b 安全確保指針が策定された平成14年3月以前に設置された遊具については、配置・設計・構造・施工に起因するハザードがあってもいわゆる既存不適合遊具であるため、更新時期が到来するまで特段の措置は必要ないと考えているため	2	倉敷市、下関市
c 配置・設計・構造・施工に起因するハザードは、損傷、劣化によるハザードに比べ危険性が低く、除去対策の優先度が低いと考えるため	4	山口県、岡山市、福山市、下関市
d 配置・設計・構造・施工に起因するハザードを除去する方法として、更新・撤去以外にどのようなものがあるのか分からないため	2	岡山県、総社市
e その他 国土交通省は、道路・河川・砂防・港湾など様々な分野に関して技術的基準、指針を示しており、これら基準、指針については、策定・変更される度に既存施設全てを新基準に適合させるのは現実的ではないため、これから新規整備する施設について新基準を適用するという考え方を基本としている。この考え方は、都市公園の遊具についても同様である。 しかし、既存施設であっても、死亡事故の原因となり得るような重要度の高い事項については、早急に再発防止策を検討・実施することとしている。	1	山口県

(注) 当局の調査結果による（当局が作成したアンケートへの回答による。）。

2 不十分な維持管理の状態によるハザードの除去

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>都市公園法（昭和31年法律第79号）第3条の2の規定に基づき、都市公園の管理は、政令に定める都市公園の点検等に係る技術的基準に適合するように行うこととされ、都市公園法施行令第10条第3号では、点検その他の方法により都市公園の劣化など異状に対し、効率的な維持・修繕が図られるよう必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>また、遊具指針では、発見されたハザードの程度に応じて、使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施することとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>調査対象とした13公園管理者は、日常点検や定期点検といった安全点検や健全度調査により、腐食、磨耗、経年劣化など不十分な維持管理の状態によるハザードを把握し、事故の危険性の高いもの、利用の多いものなどから優先度をつけて、更新、修繕、撤去等の措置を講ずることとしている。</p> <p>今回、これら13管理者が管理する公園遊具のうち158基を抽出して調査したところ、6管理者が30基について、不十分な維持管理の状態によるハザードのために点検業者から使用継続不可と判定されており、そのうち5管理者は、使用中止や修繕・撤去の措置を講じていた。</p> <p>しかし、1管理者（福山市）は、使用継続不可と判定を受けた15基のうち、2基については撤去や修繕の措置を講じたが、残る13基については、使用中止や撤去、修繕といった措置をとらずそのまま使用を継続していた。</p> <p>同市は、特に劣化が進んで危険なものなど点検業者からみて対応の優先順位の高いものを使用可否の「否」として抽出させており、点検業者は上記の残る13基中4基を「否」と判定しているが、同市は、使用中止や修繕、撤去といった措置を講じていない。</p> <p>【所見】</p> <p>中国地方整備局は、都市公園遊具の不十分な維持管理の状態によるハザードの除去を推進するため、点検の結果、使用継続不可と判定を受けた遊具については、遊具の一部又は全体の使用中止措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施するなど、適切に処理するよう公園管理者に助言する必要がある。</p>	<p>図表Ⅱ-2-①</p> <p>図表Ⅱ-2-②</p> <p>図表Ⅱ-2-③</p> <p>図表Ⅱ-2-④</p>

図表Ⅱ-2-① 点検後の対応についての規定

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）

（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）

第 10 条

法第 3 条の 2 第 1 項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

（中略）

三 前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

遊具指針

4-3 維持管理段階

（2） 発見されたハザードの適切な処理）

発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。

なお、応急措置を講ずる際には、本格的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。

図表Ⅱ-2-② 点検業者の劣化診断で使用継続不可と判定を受けた遊具への公園管理者の措置状況

公園管理者	抽出した遊具の数	左のうち劣化診断で使用継続不可と判定を受けた遊具の数	判定後の措置状況		当局調査時の状況
			あり	なし	
中国地方整備局	14	2	2	0	修繕して使用中 1 撤去 1
広島県	15	1	1	0	修繕して使用中 1
岡山市	31	8	8	0	修繕して使用中 3 使用中中止中 4 撤去 1
福山市	40	15	2	13	修繕して使用中 1 撤去 1 そのまま使用継続中 13
下関市	24	3	3	0	修繕して使用中 1 使用中中止中 2
岩国市	34	1	1	0	使用中中止中 1
計	158	30	17	13	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査対象 13 管理者のうち本表不掲載の 7 管理者では、抽出した遊具に、直近の点検で使用不可と判定を受けたものはみられなかった。

図表Ⅱ-2-③ 不十分な維持管理の状態によるハザードを理由に点検業者から
使用継続不可と判定を受けた15基への措置状況（福山市）

公園名	遊具	判定時の状況	当局調査時の状況
A公園	複合遊具	吊り橋の橋を支える取り付け部分の金具の磨耗〔シャックル（肉厚が35%減）、丸かん（肉厚が58%減）〕 吊り橋の取り付け部付近以外の部品の磨耗	そのまま使用継続中
	スイング遊具	上物部ボルトの緩み ぐらつき大	撤去
B公園	パワーショベル	支点部の上物を支える軸の溶接破断、 支点部のぐらつき大	そのまま使用継続中
C公園	スプリング遊具（バイク） ※	上物部キャップハンドル部破損（14か所） ハンドルが取れる可能性あり ※点検業者が使用「否」と判定	そのまま使用継続中
	スプリング遊具（クルマ）	上物部のボルト外れかけ	そのまま使用継続中
D公園	砂場 ※	砂不足 雑草が生えている ※点検業者が使用「否」と判定	そのまま使用継続中
	雲梯付きすべり台	階段の登行部穴あき（腐食）	そのまま使用継続中
	2連ぶらんこ ※	支柱の地際部腐食で穴あき 着座の吊り具磨耗（肉厚12mmの吊り具が5mmまで磨耗） 着座部腐朽、割れ 着座部金具のがたつき ※点検業者が使用「否」と判定	そのまま使用継続中
E公園	2連シーソー ※	支点部破損 腕部変形 緩衝部破損 ※点検業者が使用「否」と判定	そのまま使用継続中
	コンクリートすべり台	着地面がコンクリート	そのまま使用継続中
	4連ぶらんこ	吊り部材の磨耗及び破損	部材を交換して使用中

F公園	すべり台	滑降部支柱地際部付近に腐食による穴あき	そのまま使用継続中
	4連ぶらんこ	吊り金具磨耗6か所（ベアリング破損） 基礎部破損（地面の掘れ）	そのまま使用継続中
G公園	すべり台	出発部腐食、穴あき 滑降部隙間（応急措置済み）	そのまま使用継続中
	4連ぶらんこ	支柱の地際部腐食で穴あき支柱（4隅の4本）腐食破断 支柱のぐらつき	そのまま使用継続中

(注) 1 当局の調査結果により作成した。

2 本表には、平成29年度の定期点検で使用継続不可と判定を受けた遊具を計上した。

図表Ⅱ-2-④ 図表Ⅱ-2-③のうち点検業者から使用可否で「否」と判定を受けながら使用を継続している具体例

【スプリング遊具で劣化によりハンドルが取れるおそれがあるもの】

(福山市 C公園)

平成29年8月30日に実施した定期点検において、点検業者による点検表（注参照）では、ハンドルの腐食（c判定）、上物部の腐食（c判定）、ハンドル部のボルトの緩み（c判定）、上物部（キャップ、ハンドル部）の破損（14か所）（d判定）などの異常が認められ、遊具としての劣化判定がd（緊急修繕が必要な劣化のある状態）とされ、使用継続不可と判定されている。

点検表の特記事項欄に「ハンドルが取れる可能性あり」とあり、点検業者による使用可否の判定でも「否」の判定を受けているが、そのままの状態で使用が継続されていた。

(注) 一般社団法人日本公園施設業協会の定期点検表では、遊具の部位や劣化の種類別に点検項目を設け、それぞれa～dの4段階で判定することとなっている。

定期点検表における劣化判定の標語の説明は以下のとおりで、遊具のうち最も悪い点検項目の判定を、その遊具全体としての劣化判定とすることとしている。

- a 健全な状態
- b 軽微な劣化のある状態
- c 修繕の必要な劣化のある状態
- d 緊急修繕の必要な劣化のある状態

〈写真〉

【全景】



【ハンドル部】



(手前側のハンドル上部の本体やハンドルのグリップなどが欠落している。)

【砂場の砂が不足しており、雑草が生えているもの】

(福山市 D公園)

平成 29 年 8 月 4 日に実施した定期点検において、点検業者による点検表では、砂場に草が生えている (d 判定)、砂不足 (d 判定)、砂がかたくなっている (c 判定) などの異常が認められ、遊具としての劣化判定が d (緊急修繕が必要な劣化のある状態) とされ、使用継続不可と判定されている。

点検業者による使用可否の判定でも「否」の判定を受けているが、そのままの状態で使用が継続されていた。

〈写真〉

【全景】



(コンクリート枠内が砂場だが、砂が不足しており、表面に雑草が生えている。)

【2 連ぶらんこの支柱の地際部腐食、吊り具磨耗、着座部腐朽、割れなどのみられるもの】

(福山市 D公園)

平成 29 年 8 月 4 日に実施した定期点検において、点検業者による点検表では、支柱の付近の腐食による穴あき (d 判定)、ベアリング破損 4 か所 (c 判定)、吊り部材の磨耗 (肉厚 12mm→5 mm) (d 判定)、着座部の腐朽、割れ 2 か所 (d 判定)、着座部金具のがたつき 4 か所 (d 判定) などの異常が認められ、遊具としての劣化判定が d (緊急修繕が必要な劣化のある状態) とされ、使用継続は不可と判定されている。

点検業者による使用可否の判定でも「否」の判定を受けているが、そのままの状態で使用が継続されていた

<写真>

【全景】



【支柱の地際部】



【吊部材の磨耗】



(腐食より支柱に穴が開いている。)(金具の肉厚の直径が磨耗により12mmあったものが5mmへ減少)

【着座部の腐朽、割れ】



(着座部の木材が腐朽し、穴が開いている。)

【着座部金具のがたつき】



(着座部に固定されているはずの金具のがたつきがあり、隙間にボールペンが入るほどになっている。)

【二連シーソーの支点部破損、緩衝部破損、腕部変形など】

(福山市E公園)

平成29年8月4日に実施した定期点検において、点検業者による点検表では、支点部の破損(d判定)、支点部の磨耗(c判定)、腕部の変形(d判定)緩衝部の破損(d判定)などの異常が認められ、遊具としての劣化判定がd(緊急修繕が必要な劣化のある状態)とされ、使用継続は不可と判定されている。

点検業者による使用可否の判定でも「否」の判定を受けているが、そのままの状態で使用が継続されていた。

〈写真〉

【全景及び支点部】



(片方のシーソーは支点部の破損や磨耗の影響で、腕部を上下させると異音が発生した。)

【緩衝部の破損、腕部の変形】



(腕部を最も傾斜させたときでも腕部下面先端と地面が接しないように腕部下面にばね状の緩衝部があるが、破損している(左の写真)。このため、腕部が直接地面に当たり(中央の写真)、地面に穴を生じている(右の写真)。その影響から金属製の腕部が変形している。)

3 遊具の修繕等に関する記録の適正化

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>都市公園法第31条に基づく技術上の助言として国土交通省から各公園管理者に示されている遊具指針において、公園管理者は、遊具の維持管理や更新等の安全管理を適切に行うため、遊具の概況、安全点検の実施状況、点検結果、遊具の補修・部材の交換、塗装の実施状況等を記載した遊具履歴書を遊具ごとに作成・保存することとされ、その様式も例示されている。</p> <p>また、平成29年の都市公園法の一部改正により都市公園の管理基準が法律上位置づけられたことに伴い、同法施行規則が改正され、平成30年4月1日からは、遊具の点検結果や損傷、劣化等の異状に対する必要な措置（以下「修繕等」という。）の内容を記録し、施設の利用期間中はこれを保存することが義務付けられている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>調査対象とした13公園管理者による遊具の修繕等の記録状況を調査したところ、以下の実態が認められた。</p> <p>① 記録方法</p> <p>10管理者（岡山県、広島県、山口県（遊具のある3公園のうち1公園）、岡山市、倉敷市、総社市、福山市、三原市、下関市、周南市）は、修繕等について、遊具と他の施設とを区分せずに記録している。中には、修繕等に関する一連の文書を、施設の種類にかかわらず年度ごとにファイルしているだけの管理者（岡山市）もみられる。これらの管理者の中には、管理する公園や遊具が多数であるため遊具ごとに記録するのは困難であるとして、今後もこの方法を採用する予定はないとする者もみられる。</p> <p>修繕等を遊具ごとに記録する趣旨は、遊具の損傷・劣化が進まないうちに安全対策を徹底する「予防保全型管理」の考え方のもと、修繕等の実績を遊具単位で一覧できるようにしておくことにある。都市公園の大部分は街区公園や近隣公園など小規模なもので遊具の数も限られていることから、このような一覧性を担保するためには、必ずしも遊具指針に例示された様式によらなくても、例えば修繕等の実績を公園ごとにまとめて記録するなど、公園の規模や修繕頻度など実態に応じて簡便な方法を工夫することもできると考えられる。</p> <p>② 記録の保存期間</p> <p>8管理者（岡山県、広島県、山口県（遊具のある3公園のうち1公園）、岡山市、倉敷市、三原市、下関市、周南市）は記録の保存期間（最長10年間）</p>	<p>図表Ⅱ-3-① 図表Ⅱ-3-②</p> <p>図表Ⅰ-⑩（再掲）</p> <p>図表Ⅱ-3-③</p>

を設定しており、遊具の利用期間にかかわらずこの保存期間満了後は廃棄することとしている。

③ 記録の範囲

3 管理者（倉敷市、三原市、周南市）は、施工した修繕等のうち工事費が一定額に満たないものなどの記録を残していない。また、5 管理者（岡山県、広島県、岡山市、総社市、福山市）は、業者委託により施工した工事の全ては記録しているが、自ら講じた措置については記録していない。

4 管理者（中国地方整備局、山口県、下関市、岩国市）は自ら講じた措置も記録しているが、緩んだボルトの締め直しなど、一見軽微とみられる事態に講じた措置は記録していない。中国地方整備局はその理由を、ボルトの緩みなどは都市公園法施行令に規定されている損傷、劣化等の異状には該当せず、省令はこのような「維持管理的な」措置の記録までは求めていないと解釈している、と説明している。

しかし、遊具指針では「遊具の補修・部材の交換、塗装の実施状況等、遊具の維持管理上必要な情報について定期的に記載し、履歴として保管する」とされている。法令上は「維持管理的な」措置の記録まで求められていないとしても、頻繁にボルトが緩む場合は何らかの損傷・劣化の兆候である可能性も否定できないことから、このように一見軽微とみられる事態に講じた措置に至るまで遊具ごとに把握しておくことは、損傷・劣化が進まないうちに安全対策の徹底を図る「予防保全型管理」の考え方に適うものと考えられる。現に広島市は、修繕の軽重や金額の多寡にかかわらず、遊具に講じた措置は全て記録している。

【所見】

中国地方整備局は、遊具の修繕等に関する記録について、次の措置を講ずる必要がある。

- ① これを作成・保存する趣旨と遊具の利用期間中は保存すべきことを改めて公園管理者に周知・徹底すること。
- ② 維持管理上必要な情報の範囲を吟味するとともに、その記載の徹底を公園管理者に促すこと。

図表Ⅱ-3-① 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）

（平成26年6月国土交通省）

（抜粋）

(2) 発見されたハザードの適切な処理

発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を定めて実施する。

なお、応急措置を講ずる際には、本格的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。

（解説）

（中略）

2) ① 物的ハザードに対する措置

（中略）

- ・ 応急措置及び本格的な措置の内容を遊具履歴書に記録し、その後の安全点検、修繕、更新等の参考とする。

（中略）

(3) 遊具履歴書の作成と保管等

遊具の維持管理に当たっては、遊具の名称、設置場所、設置年月、製造者、施工者、標準使用期間等を記載する遊具履歴書を遊具ごとに作成する。遊具履歴書には、点検記録書を活用して遊具の安全点検の実施状況や点検結果、遊具の補修・部材の交換、塗装の実施状況等、遊具の維持管理上必要な情報について定期的に記載し、履歴として保管する。

（解説）

- 1) 遊具履歴書は、遊具の維持管理や更新等の安全管理を適切に行っていくために、当該遊具の設置に関する記録、安全点検の実施状況に関する記録、設置時点から現在に至るまでに実施した構造部材や消耗部材についての修繕等の維持管理に関する情報等を記載した履歴書として整備し、遊具の設置に当たって提出を求めた遊具の安全確保に必要な資料とともに保管する。

2) （中略）

- 3) また、構造部材の補強、塗装等、消耗部材の更新、修繕、部品交換、塗装等の改善措置については、実施記録をそのつど度追加記載するものとする。

- 4) なお、遊具履歴書の作成は、原則として遊具の新設又は更新を行う際に作成するものとするが、既存の遊具についても、履歴についての調査を行ったうえで、都市公園ごとに計画的に作成して保管することが望ましい。

（注）下線は当局が付した。

■措置履歴

構造部材の補強、塗装の実施記録

*実施年月日、実施者（委託の場合は、受託者名）を必ず記載し、必要な図面、写真等を添付する。

消耗部材の更新、補修、部品交換、塗装等の実施記録

*実施年月日、実施者（委託の場合は、受託者名）を必ず記載し、必要な図面、写真等を添付する。

備考

※事故や苦情等について記載する。

図表 I-⑩ 都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）（抜粋）＜再掲＞

(都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準)	
第 3 条の 2 令第 10 条第 2 項の国土交通省令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。	
一	遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に、当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの（次号において「遊戯施設等」という。）の点検は、1 年に 1 回の頻度で行うことを基本とすること。
二	<u>前号の点検の結果及び遊戯施設等について令第 10 条第 1 項第 3 号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存すること。</u>

(注) 下線は当局が付した。

図表 II-3-③ 公園管理者による遊具の修繕等の記録状況

中国地方整備局	記録方法	遊具ごとに作成した「遊具修繕調書」に記録。
	保存期間	遊具が存在する期間
	記録範囲	○外注したもの全てと自ら実施したものを記録。 ○ボルトの締め直しなど「維持管理的な」ものは記録していない。
岡山県	記録方法	1 公園について、指定管理者が、遊具とその他の公園施設を区分せず、年度ごとに「建築修繕台帳」に記録。
	保存期間	10 年間
	記録範囲	○外注したものは全て記録。 ○自ら実施したものは記録していない。
広島県	記録方法	1 公園について、指定管理者が、遊具とその他の公園施設を区分せず、年度ごとに「修繕台帳」に記録。
	保存期間	10 年間
	記録範囲	○外注したものは全て記録。 ○自ら実施したものは記録していない。
山口県	記録方法	○遊具のある 3 公園のうち 2 公園については、指定管理者又は管理事務所が、遊具指針例示の様式により遊具ごとに作成した「遊具履歴書」に記録。 ○1 公園については、指定管理者が、遊具とその他の公園施設を区分せずに、年度ごとに「修理履歴」に記録。
	保存期間	○2 公園は永年。 ○1 公園は 5 年間。
	記録範囲	○外注したもの全てと自ら実施したものを記録。 ○職員によるネジの締め直しは記録していない。

岡山市	記録方法	<p>○市自ら管理する公園 各区役所が、外注したか自ら実施したかにかかわらず、設計書から完工までの一連の文書の原本を年度ごとにファイルしているのみ。</p> <p>○指定管理者が管理する公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外注したものは、遊具とその他の公園施設を区分せず時系列で記録。 ・ 自ら実施したものは、遊具別・月別に作成する「日常点検表」に記録。
	保存期間	<p>○市自ら管理する公園 区役所により、また工事額により区々（3年間～5年間）。</p> <p>○指定管理者が管理する公園 記録を保存している各現地事務所により区々。</p>
	記録範囲	<p>○市自ら管理する公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外注したものは全て記録。 ・ 自ら実施したものは記録していない。 <p>○指定管理者が管理する公園 講じた措置は全て記録。</p>
倉敷市	記録方法	<p>○「公園工事台帳」に、公園ごとにも、その他の公園施設とも区分せず、年度ごとに記録。</p> <p>○公園ごとの「公園台帳システム」に遊具ごとの修繕履歴を記録。</p>
	保存期間	<p>○公園工事台帳は10年間</p> <p>○公園台帳システムは公園が存在する期間。</p>
	記録範囲	<p>① 公園工事台帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円以上で外注したものは記録。 ・ 50万円未満で外注したもの、自ら実施したものは記録していない。 <p>② 公園台帳システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度までは、外注したものは全て記録。ただし、自ら実施したものは記録していない。 ・ 25年度以降、実績の多くは記録していない。
総社市	記録方法	公園ごとにも、その他の公園施設とも区分せず、年度ごとに記録。
	保存期間	永年
	記録範囲	<p>○外注したものは全て記録。</p> <p>○自ら実施したものは記録していない。</p>
広島市	記録方法	公園ごとに遊具についてのみ記録。
	保存期間	遊具が存在する期間
	記録範囲	外注したと自ら実施したとにかかわらず、ボルトの締め直しに至るまで、遊具への措置は全て記録。

福山市	記録方法	公園ごとの「都市公園台帳」に、他の公園施設と区分せず記録。
	保存期間	永年
	記録範囲	○外注したものは全て記録。 ○自ら実施したものは記録していない。
三原市	記録方法	公園ごとにも、他の公園施設とも区分せず、年度ごとに記録。
	保存期間	5年間
	記録範囲	○定期点検で措置したものは全て記録。 ○日常点検で措置したものは記録していない。
下関市	記録方法	公園ごとにも、その他の公園施設とも区分せず、年度ごとに記録。
	保存期間	5年間
	記録範囲	○外注したもの全てと自ら実施したものを記録。 ○ボルトの締め直しなど経費を要しないものは記録していない。
岩国市	記録方法	遊具ごとに記録。
	保存期間	遊具の利用期間
	記録範囲	○外注したもの全てと自ら実施したものを記録。 ○ボルトの締め直しなど経費を要しないものは記録していない。
周南市	記録方法	遊具とその他の公園施設は区分していないが、公園ごとに作成した「施設点検記録簿」に時系列で記録。
	保存期間	5年間
	記録範囲	担当職員により区々。

(注) 当局の調査結果による。

4 遊具による事故の再発防止

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>事故への対応については、遊具指針において、事故のあった遊具の迅速な応急措置と本格的な措置、事故原因の調査などを行って再発防止に努めることとされている。また、事故の発生状況を記録して分析し、再発防止や遊具の改善などに反映させること、関係者が情報を共有し、相互の改善に役立てることも必要とされている。</p> <p>このため、国土交通省は、同種・類似の事故の再発防止のための情報共有を図るため、公園遊具の利用による事故のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 公園施設に起因するか若しくはその恐れがあつて、30 日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生した事故（以下「重大事故」という。） ii) 人的被害が発生しなくても、公園施設に起因して 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する恐れのある事故（以下「重大事故につながる恐れのある事故」という。） <p>が起こった場合には、その状況について、地方整備局を通じて国土交通省本省に報告するよう、公園管理者に求めている。</p> <p>また、公園管理者の管理責任は、遊具の欠陥や管理瑕疵に起因する事故が発生した場合には、損害賠償責任にまで及ぶ可能性がある。</p>	<p>図表Ⅱ-4-①</p>
<p>【調査結果】</p> <p>(1) 事故報告の実施状況</p> <p>平成 25 年度から 29 年度までの間に、調査対象 13 公園管理者の公園遊具による事故は 53 件発生している。</p> <p>このうち、「重大事故」又は「重大事故につながる恐れのある事故」として、公園管理者から国土交通省に報告された事故は 9 件となっている。</p> <p>今回、13 管理者における公園遊具による事故について調査したところ、事故報告の必要性が十分に認識されていないことから、次のような状況がみられた。</p>	<p>図表Ⅱ-4-②</p>
<ul style="list-style-type: none"> i) 公園施設に起因して 30 日以上の治療を要する重傷者が発生し、「重大事故」に該当するにもかかわらず、国土交通省に報告されていないもの 2 事例 	<p>図表Ⅱ-4-③</p>
<ul style="list-style-type: none"> ii) 負傷者は軽傷であったが、過去に発生した重大事故と類似の状況であったため重大事故に至る可能性が十分にあり、「重大事故 	<p>図表Ⅱ-4-④</p>

<p>につながる恐れのある事故」に該当するにもかかわらず、国土交通省に報告されていないもの 3 事例</p>	
<p>(2) 事故後の再発防止対策</p>	
<p>全ての公園管理者は、事故を把握した場合、関係者から事情を聴取するなど事故原因を調査し、必要に応じ、速やかに遊具の使用を禁止するとともに、撤去、修繕等の本格的な措置を講じている。 今回調査した公園で過去に事故が発生した遊具(16基(事故件数20件))についてみたところ、次のとおり、再発防止対策が必ずしも十分でなく専門家の意見を聴いて対応することが望ましい事例がみられた。</p>	<p>図表Ⅱ-4-⑤</p>
<p>i) すべり台の滑走部を越えて看板を支える横柱に渡ったところ滑落するという事故が発生したのに、容易に横柱に渡ることができる状態が改善されていないなど、遊具の構造上の要因の除去が不十分と考えられるもの 3 事例</p> <p>ii) 表示が小さく見えにくいなど利用者への注意喚起が不十分と考えられるもの 2 事例</p>	<p>図表Ⅱ-4-⑥</p>
<p>一方、登坂遊具をすべり台として使用するという不適切な利用も一因となった事故ではあるものの、これをきっかけにすべり台として滑走できないようにするなど、構造上の要因を除去して安全確保対策を講じている例もみられる。</p>	<p>図表Ⅱ-4-⑦</p>
<p>【所見】 中国地方整備局は、事故の再発防止を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 公園管理者に対し、遊具による事故報告を一層徹底させること。 ② 事故の再発防止の参考となる取組事例を収集・整理して公園管理者に情報提供することや専門家の意見を聴いて対応することを公園管理者に助言するなど、再発防止対策の取組を強化すること。</p>	

図表Ⅱ-4-① 都市公園における事故報告に関する通知

遊具を含む公園施設における事故が発生した場合について、国土交通省は、「都市公園における事故の防止について」(平成2年2月19日付け建設省都公緑発22号都市局公園緑地課長通知)、「都市公園の安全管理の強化について」(平成11年12月24日付け建設省都公緑発第89号都市局公園緑地課長通知)及び「都市公園における安全確保について」(平成26年4月1日付け国都公景第1号都市局公園緑地・景観課長通知)をもって、同種事故の再発防止などを図るため、その状況などを調査の上、速やかに報告するよう公園管理者に依頼している。

○「都市公園における事故の防止について」(平成2年2月19日付け建設省都公緑発22号都市局公園緑地課長通知)(抜粋)

「公園施設に起因する事故が発生した場合、同種事故の再発防止等を図るため、当該事故(30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生したもの)について、その状況等を調査の上、速やかに当職あて報告することとされたい。」

○「都市公園の安全管理の強化について」(平成11年12月24日付け建設省都公緑発第89号都市局公園緑地課長通知)(抜粋)

「都市公園における事故の防止について」(平成2年建設省都公緑発22号)において、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故が起こった場合には、当該事故の状況等について当職あて報告するよう依頼しているところであるが、同種の事故の再発を防止するためには、事故に関する情報を発生後早期の段階で共有することが不可欠であることから、今後とも速やかな報告に努められたい。」

○「都市公園における安全確保について」(平成26年4月1日付け国都公景第1号都市局公園緑地・景観課長通知)(抜粋) (注)

「公園施設に起因するか若しくはその恐れがある30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故が起こった場合、さらに、人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れのある事故が起こった場合には、当該事故の状況等について当職あて速やかに報告するようお願いする。」

(注) 1 国土交通省は、同様の通知を平成26年度以降毎年度発出している。

2 報告が必要な事故について、平成2年度の通知では、「公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故」が起こった場合とされていたが、「都市施設の安全管理の強化について」(平成19年4月5日付け国都公緑第8号都市・地域整備局公園緑地課長通知)により、平成

19年度以降は、「人的な被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故」が起こった場合も報告対象として追加されている。

図表Ⅱ-4-② 調査対象公園管理者における遊具による事故の発生状況

(平成25年度～29年度)

(単位：件)

年度 管理者名	平成25	26	27	28	29	合計
中国地方整備局	4	6 (4)	5	4	5	24 (4)
広島県	2 (1)	1	1	0	1	5 (1)
広島市	0	1	2	1	0	4
福山市	2	1	0	0	0	3
三原市	0	0	0	0	1 (1)	1 (1)
岡山市	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)
倉敷市	0	0	2 (1)	0	2	4 (1)
総社市	0	1	2	0	0	3
下関市	0	1	2	2	0	5
岩国市	0	0	0	1 (1)	0	1 (1)
周南市	0	0	1	1	0	2
合計	9 (2)	11 (4)	15 (1)	9 (1)	9 (1)	53 (9)

(注) 1 当局の調査結果に基づき作成した。

2 岡山県及び山口県が管理する都市公園では、平成25年度～29年度の間には事故が発生していない。

3 ()内は、国土交通省本省に報告された事故件数であり、内数である。

図表Ⅱ-4-③ 重大事故が国土交通省に報告されていない事例

福山市が管理する公園では、平成25年度以降3件の遊具事故が発生している。

このうち2件は、管理瑕疵（支柱の腐食、ボルトの脱落）があった上、30日以上の治療であったことが保険会社の証明書により確認できることから報告すべき事故であったと判断されるが、国土交通省に報告していない。同市は、事故の事後処理に追われていたため未報告となったとしている。

表 報告されていない重大事故の概要						
発生年月日	公園名	遊具	治療期間	事故の概要	事故後の対応	
平成25年6月24日	A公園	平均台	60日	アスレチック平均台（丸太）を渡る際に本来回転しない平均台が回転して落下し、打撲して肋骨を骨折。 平均台を固定する支柱が腐食していたために発生した事故である。	撤去	
平成25年10月6日	B公園	スイング遊具	治療日数177日 通院日数8日	スイング遊具に乗り、前後に動かしたところ、遊具の上部が前方にずれて前方へ転落し、右目下付近及び口中の切り傷（4針縫合）、鼻・右頬の擦り傷を負った。 遊具上部と本体を固定するボルトが外れていたために発生した事故である。	撤去	

(注) 当局の調査結果による。

図表Ⅱ-4-④ 重大事故につながる恐れのある事故が国土交通省に報告されていない事例

下表の3事故は、いずれも負傷者が軽傷で、30日以上の治療を要するものではなかったが、重大事故に至る可能性が十分にあったことから、国土交通省への報告が必要であると考えられる。

表 重大事故につながる恐れのある事故の概要							
発生年月日	公園管理者	公園名	遊具	治療期間	事故の概要	事故後の対応	類似の原因で重大事故に至ったもの
平成28年11月5日	周南市	C公園	シーソー	約1週間	シーソーの座面を支える鋼鉄パイプが破損し、遊んでいた小学5年生の女兒が落下して胸部を打撲。 市は、シーソーの破損状況から劣化が原	撤去	平成24年6月に首都圏の公園においてシーソーの着座部が破損し、遊具で遊んでいた子供が右上腕を骨折

					因と判断。		
平成 27 年 11 月 18 日	広島 市	D公 園	すべ り台	30 日未 満	すべり台を滑降中の 小学3年生の男児が、 滑降面の経年劣化に 伴う溶接の剥離によ り、左足小指を10針 縫合する傷を負っ た。	修繕	平成28年8月に大都 市(人口約200万人) の公園において、す べり台で遊んでいた 児童が滑降面のひび に足を引っかけ骨折
平成 28 年 4 月 15 日	広島 市	E公 園	すべ り台	30 日未 満	11歳男児がすべり台 を滑っていたところ、 滑降面のプラスチック が割れて露出して いたビスによりズボン と下着が破れ、右側の 臀部を裂傷。	修繕	

(注) 当局の調査結果による。

幅広く状況報告を行うべき理由としては、次のことが挙げられる。

- ① 本表の3件の被害は重大事故に該当するに至らなかったものの、全国的には類似の原因で重大事故に至っているものもみられることから、これら3件も、状況次第ではその可能性が十分にあったと考えられること
- ② 同種・類似の事故の再発防止のための情報共有という、公園管理者に事故報告を求める趣旨に鑑みれば、結果的に被害が重大事故には至らない程度にとどまっても、発生状況が過去の重大事故と同様であれば、幅広く情報提供することが有益であること
- ③ 公園管理の担当者は数年で異動・交代することから、再発防止のためには、同種の事故であっても繰り返し注意喚起することが有益であること

図表Ⅱ-4-⑤ 調査対象公園管理者における事故後の対応

事故発生件数	遊具に起因する事故					遊具に起因しない事故（利用者の不適切な利用、不注意）			原因究明中	
	撤去	修繕、部品交換	安全柵新設	網ロープ新設及び利用方法表示	滑走距離短縮及び利用方法周知看板		注意喚起の表示	特段の措置なし		
53	13	5	5	1	1	1	39	5	34	1

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 利用者の不適切な利用と遊具の双方に起因する事故は、「遊具に起因する事故」に分類している。
 3 公園管理者は、撤去、修繕等の措置の前に、応急的に一時使用禁止措置を講じている。
 4 原因究明中の事故1件については、調査日現在、遊具が一時撤去されている。

図表Ⅱ-4-⑥ 専門家の意見を聴いて対応することが望ましい事例

<p><u>I 遊具の構造上の要因の除去が望まれるもの</u></p> <p>i) F公園（下関市）</p> <p>遊具 複合遊具（すべり台付近）</p> <p>事故の概要 平成27年4月8日に複合遊具のすべり台から看板を支える横柱に渡ろうとして転落して打撲。</p> <p>公園管理者は、利用者の不適切な利用による事故として、特段の措置は講じていない。</p> <p>現地調査結果 すべり台の滑走部から看板を支える横木に利用者が容易に渡ることができる構造となっている。</p>	<p>3事例</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------



公園管理者の見解

安全規準においては、利用者が落下による危険性を理解した上で落下防止柵を乗り越えたり、通常の利用以外の高所へよじ登るなどの行為は人的リスクとされている（安全規準 4.1.2.2）。また、落下によるリスクに備え、直下の設置面には砂を用いている（安全規準 解説 4.3-3）。

以上の理由から、特段の措置は講ずる必要はないと考えている。

当局の見解

安全規準においては、複合系遊具について、子どもが想定外の箇所へよじ登る可能性を考慮するとともに、事故予防のための手すりが逆に足がかりとなって事故を引き起こす場合に備えて、その構造や形状にも配慮することとされている。

このため、専門家の意見も聴いた上で、看板支柱に渡ることを物理的に不可能にするなどの安全対策を講ずることが望まれる。

〈参考〉遊具の安全に関する規準

5-5.11 複合系遊具

5.11.1 各部の設計・デザイン

「⑤遊び要素や通行要素の組み合わせ方によっては、他の要素への移動の足がかりや、落下した際の障害物となる場合があるため、配置計画には十分に配慮する。」

「解説 5.11-3（落下に対する配慮）複合系遊具では、子どもが想定外の箇所へよじ登る可能性があるため、落下高さの上限は子どもが登ることが可能な場所を十分に考慮する必要がある。また、事故予防のために設置した手すりが、逆に足がかりとなって事故を引き起こす場合もあるので手すりなどの構造や形状に対しても配慮しなければならない。さらに、落下が想定される範囲には突出部や身体の一部を挟み込むような不用意な隙間を設けないようにする必要がある。」

ii) G公園（下関市）

遊具

複合遊具（半円リング）

事故の概要

平成 28 年 1 月 20 日、8 歳の男児が半円リングの柵と柵の間に足を挟み込み抜けなくなり、消防部局が油圧器具により救出した。

公園管理者は一時使用禁止としたが、利用者の不注意による事故として、特段の措置は講じないまま使用を再開した。

現地調査結果

柵と柵の間隔は一樣ではなく、上から下に向かって、また右から左に向かって徐々に広がっており、途中から 100 mm 以上になっている。



公園管理者の見解

- ① この遊具は児童用であり、柵の間隔が 100 mm 以上あったとしても、落下高から判断して、不意に落下しても頭部や胴体が抜けなくなることは起こらないと想定している(安全規準 解説 4. 4-2)。
- ② 足の挟み込みについては遊具の安全に関する規準において具体的基準がない。

以上のことから、構造上の安全対策については検討していない。

当局の見解

安全規準では、通行要素と遊び要素の連結部など利用者が意識せずに歩行する部分は、子どもの利用状況などを十分考慮して、必要な場合は足の挟み込み防止のため隙間を塞ぐなどの配慮をすることが望ましいとされている。

このような児童用遊具であっても、幼児が利用することもしばしばみられ、これを完全に防ぐことは困難であることから、児童用遊具であるからといって、「不意に落下しても頭部や胴体が抜けなくなることは起こらない」とは言い切れない。

また、現に足が挟み込まれて抜けなくなる事故が発生しており、これは、遊具の構造上の問題もあると考えられる。

このため、専門家の意見も聴いた上で、足の挟み込み防止のための安全対策を講ずることが望まれる。

〈〈参考〉〉 遊具の安全に関する規準

5-5. 11 複合系遊具

5. 11. 1 各部の設計・デザイン

「解説 5. 11-4 (足の挟み込みに対する配慮) 通行要素と遊び要素

の連結部などの利用者が意識せずに歩行する部分や落下した先にある隙間に、足が挟み込まれて抜けなくなる事故が起きている。そのため子どもの利用状況などを十分考慮して、必要な場合は足の挟み込み防止のため隙間を塞ぐなどの配慮をすることが望ましい。」

iii) H公園（下関市）

遊具

複合遊具（すべり台）

事故の概要

平成 27 年 1 月 12 日、複合遊具のすべり台部分の下をくぐって遊んでいた児童が頭頂部をぶつけた。

公園管理者は、利用者の不注意による事故として、特段の措置は講じていない。

現地調査結果

すべり台下について、高さ約 157cm の箇所及び約 138cm の箇所にすべり台滑降部の落下防止柵を支えるボルト付きの角板もあり、衝突が起きる恐れのある危険な箇所があるが、クッションで覆うなどの措置はとられていない。



公園管理者の見解

市内に 150 基程度のすべり台が設置されているが、今回のような事故の報告は他に受けておらず、衝突が頻繁に発生するとは考えられないことから、特段の措置は講じていない。

当局の見解

頻繁には起きなくても、衝突が起きた場合には、角板が頭部の負傷をもたらす危険である。安全規準でも、歩行面から 70～150cm の間は特に注意が必要とされている。

このため、専門家の意見も聴いた上で、角板をクッションで覆うなどの安全対策を講ずることが望まれる。

〈〈参考〉〉 遊具の安全に関する規準

4-4.4 遊具の計画と設計

4.4.5 衝突・転倒

「③衝突・転倒が頻繁に起きると想定される場合は、遊具を構成する構造部材であっても、必要な対策（クッション材の取付や材質変更、人的ハザード対策等）を検討し、衝撃緩和に配慮しなければならない。」

「解説 4. 4-12(障害物や突起物の特に注意すべき高さについて)
12歳児の身長は約1,500mm、3歳児の肩までの高さが約700mmであることから、歩行面から700mm～1,500mmの間は特に注意が必要である。」

II 利用者向け注意喚起の分かりやすい掲示が望まれるもの

2 事例

i) 国営備北丘陵公園

遊具

家型遊具

事故の概要

平成 26 年 5 月 4 日、8 歳女兒が家型遊具の屋根によじ登ろうとして足が滑り、左腕から地面に落ちて左前腕部を骨折した。

この遊具は屋根に登って遊ぶことは想定していなかったことから、遊具の屋根に登らないよう張り紙をして注意喚起した。

現地調査結果

遊具の屋根に登らないよう注意喚起する張り紙は、表示が小さく見えにくい位置にあった。



望ましいと思われる措置

注意喚起の表示は、大きさ、位置など、利用者に分かりやすいものとするのが望ましい。

ii) I 公園（広島県）

遊具

ブリッジ

事故の概要

平成 27 年 9 月 21 日、2 歳児が遊具から転落して、すり傷を負ったと推定される事故が発生した。

本人が言葉をはせる年齢ではなく、また、目撃者がいないため、事故の正確な原因は不明であったが、公園管理者は、使用条件が適切に守られれば事故は防止されると判断して、注意喚起を促す張り紙を増設することとした。

現地調査結果

遊具の付近に注意喚起の表示は確認できなかった。

望ましいと思われる措置

利用者や利用者の保護者の目につきやすい場所に注意喚起の表示を行うことが望ましい。

図表Ⅱ-4-⑦ 構造上の要因を除去して再発防止を図った事例

利用者の不適切な利用も一因となって発生した事故ではあるものの、遊具の構造上の要因を除去することにより再発防止を図った事例がみられた。

公園名

J 公園（広島市）

遊具

登坂遊具（木製）

事故の概要

木製の登坂遊具において、すべり台のように斜面を滑り降り、板のささくれが臀部に刺さって、臀部裂傷を負った。（平成 26 年度）

公園管理者の対応

- ① 網ロープを設置するなどすべり台として利用できないようにした。
- ② すべり台として使用しないよう注意喚起の表示を設置した。

現地調査結果

すべり台として物理的に使用することができないようになっていた。

